個人情報ファイル簿(単票)

No. 3 - 3 1 個人情報ファイルの名称 市民税課税情報ファイル 行政機関等の名称 富士宮市長 個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ | 財政部 市民税課 市民税係 どる組織の名称 個人情報ファイルの利用 市民税の賦課徴収事務を行うため 目的 1氏名、2住所、3性別、4生年月日、5電話番号、6個人番号、 記録項目 7扶養親族の氏名、8扶養親族の生年月日、9扶養親族の個人番 号、10資料識別番号 地方税法第317条の6及び富士宮市税条例第36条の2の規定に 記録範囲 該当する者 本人からの市民税申告書資料、給与支払者からの給与支払報告書 及び異動届、税務署からの確定申告書及び支払調書、他自治体か 記録情報の収集方法 らの回送による給与支払報告書、日本年金機構からの年金支払報 告書、本人からの租税条約届出資料の提出等による収集 要配慮個人情報が含まれ □ 含む ■ 含まない るときは、その旨 ■ 有 □ 無 記録情報の経常的提供先 ※有の場合、提供先 富士税務署 名称 財政部 市民税課 市民税係 開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地 所在地 富士宮市弓沢町150 訂正及び利用停止に関す | □ 有 ■ 無 る他の法令等による訂正 ※有の場合、法令名及び該当条項 及び利用停止に係る特別 の手続等の有無 ■ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) - □ 法第 60 条第 2 項第 2 号 個人情報ファイルの種別 政令第21条第7項に該当する (マニュアル処理ファイル) ファイル ■ 有 □無 備考